

## 第 1 2 章 運営管理計画

### 第 1 節 運転管理・維持管理における必要資格

#### 1 廃棄物処理技術者

廃棄物処理施設技術管理者は、廃掃法第 21 条に定められる維持管理に関する技術上の業務の責任者であり、また、他職員の監督を行う者であるため、技術力はもとより、現場に常駐して監督できる者が求められ、事業者には、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有する者を配置するものとする。資格について、武豊町では、廃掃法施行規則で定めるものとしており、廃掃法施行規則では次のとおり定められている。

表 1 2-1 技術管理者資格要件（要旨）

資格の種類及び学歴等	廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数
1. 技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門。）	—
2. 技術士（1の部門以外。）	1年以上
3. 環境衛生指導員の職にあった者。	職に2年以上
4. 大学において理学、薬学、工学若しくは農学の課程で衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した者。	2年以上
5. 大学において、理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては土木工学）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者。	3年以上
6. 短期大学若しくは高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程で衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した者。	4年以上
7. 短期大学若しくは高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程で衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者。	5年以上
8. 高等学校若しくは中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した者。	6年以上
9. 高等学校若しくは中等教育学校において理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した者。	7年以上
10. 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。	10年以上
11. 上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。	—

## 2 電気主任技術者

電気主任技術者については、電気事業法第 43 条に定められる主任技術者であり、施設の設置者が選任しなければならないこととされているが、例外規定として、不選任承認制度、外部選任制度、許可選任制度、が設けられている。このうち、外部選任制度として、設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けた受託者が、電気事業法第 39 条第 1 項に定められる電気工作物の維持の権限及び責任を有していることが明らかな場合は、見なし設置者としての選任が可能とされており、本件においても事業者には配置することとする。

## 3 ボイラー・タービン主任技術者

ボイラー・タービン主任技術者については、電気事業法第 43 条に定められる主任技術者であり施設の設置者が選任しなければならないこととされているが、例外規定として、外部選任制度、許可選任制度、が設けられている。このうち、外部選任制度として設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けた受託者が、電気事業法第 39 条第 1 項に定められる電気工作物の維持の権限及び責任を有していることが明らかな場合は、見なし設置者としての選任が可能とされており、本件においても事業者には配置することとする。

## 4 その他の有資格者

本施設の運転管理・維持管理においては、前述の資格者を含め、以下の有資格者を配置する必要があるが、原則として運営事業者には配置することで計画する。

表 1 2 - 2 運転管理に必要な有資格者（一例）

関係法律	資格の種類	主な業務内容
廃掃法	廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
労働安全衛生法	安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
	衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
	特定化学物質等作業主任者	アンモニア、硫酸を取り扱う場合は必要となる
	第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
	クレーン・デリック免許取得者	クレーンの運転（ただし吊り上げ荷重により異なる）
消防法	防火管理者	施設の防火に関する管理者
	危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
電気事業法	電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
	ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督

## 第2節 運転管理に関する計画

### 1 受入日及び受入時間

各施設における受入日及び受入時間について、以下のように定める。

表 12-3 受入日及び受入時間

<b>【環境センター】</b> 熱回収施設 不燃・粗大ごみ処理施設	受入日：月～土（祝日含む） 受入時間：平日 午前8時30分～午後4時15分 土曜日 午前8時30分～午後1時 年末年始：年末の特別受入日 12月29日・30日 午前8時30分～午後4時15分 年始の特別受入日 1月4日 午前8時30分～午後4時15分
<b>【中継施設】</b>	受入日：月～金、第2・第4土曜日（祝日を含む） 受入時間：平日 午前8時45分～正午 午後1時～午後4時15分 土曜日 午前8時45分～正午 年末の特別受入日： 12月29日 午前8時45分～正午 午後1時～午後4時15分 12月30日 午前8時45分～正午 午後1時～午後3時

### 第3節 維持管理に関する計画

#### 1 保全方針

施設を長寿命化させることがマニュアルでも求められており、長寿命に資する保全計画として、ストックマネジメントの考えにより、施設を日常的・定期的に適切に維持管理していき、施設の設備・機器に求められる性能水準が管理水準以下に低下する前に機能診断を実施し、機能診断結果に基づく機能保全対策、延命化対策の実施を行うものとする。

保全方式には、大きく、事後保全と予防保全があるが、法定点検はもとより、日常的な保全を行うことが重要となる。

表 12-4 施設の長寿命化に関する保全方式

保全方式	保全の内容
事後保全 (BM: Breakdown Maintenance)	設備・機器の故障停止、または著しく機能低下してから修繕を行う方式
予防保全 (PM: Prevention Maintenance)	機能診断等で状況を把握して性能水準が一定以下になる前に保全処置を行う。
時間基準保全 (TBM: Time-Based Maintenance)	時間を基準に一定周期(時間)で保全処置を行う方式
状態基準保全 (CBM: Condition-Based Maintenance)	施設の状態を基準に保全処置を行う方式

出典：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き

表 12-5 法定点検（例）

根拠法	設備	検査・測定名	頻度
労働安全衛生法関係	第1種圧力容器・ボイラ	性能検査	1回/年
		定期自主検査	1回/月
	クレーン	定期自主検査	1回/年
			1回/月
電気事業法	自家用電気工作物	定期自主検査	1回/2年
		年次点検	頻度は自主
		月次点検	頻度は自主
計量法	特定計量器（トラックスケール）	定期検査	1回/2年
建築基準法	昇降機 (エレベータ)	定期検査	1回/1年
水道法	簡易専用水道（有効容量 10m <sup>3</sup> 超の貯水槽）	水質検査	1回/1年
消防法	危険物貯蔵所（重油、メタノール等貯蔵槽、配管等）	定期点検	1回/1年
		定期点検	1回/1年又は1回/3年
	危険物地下貯蔵タンク等（重油、メタノール等貯蔵槽、地下埋設配管）	定期点検	1回/1年又は1回/3年
		定期点検	1回/1年又は1回/3年
消防用設備	機器点検	1回/6月	
	総合点検	1回/年	

## 2 【参考】常用発電を行う場合

都市ガスを用いてガスエンジンで常用発電を行う場合の排ガス測定は、大気汚染防止法に基づき以下の頻度で実施する必要がある。なお、熱回収施設と同時期に測定を実施することが可能であるが、煙道合流前に計測口を設け、ガス機関単独での排ガス測定が可能なものとする必要がある。また、硫黄酸化物の総量規制の適用となる場合は基準値を遵守し、省エネ法に基づきエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500k1/年以上となる場合は、エネルギー管理統括者等の設置が必要となる。

表 12-6 ガス機関の排ガス測定頻度

測定項目	測定対象		測定回数
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が 10 m <sup>3</sup> N/h 以上の施設		2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
ばいじん	ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関		5年に1回以上
	上記以外	排出ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> N/h 以上の施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
		排出ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> N/h 未満の施設	年2回以上
窒素酸化物	排出ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> N/h 以上の施設		2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> N/h 未満の施設		年2回以上



---

---

## 知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備計画

---

---

平成 2 9 年 3 月

---

編集・発行 知多南部広域環境組合  
〒470-2392  
愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地（武豊町役場内）  
TEL : 0569-84-1007  
URL : <http://www.chitananbukouiki.server-shared.com/index.html>